

## 結核ハイリスクグループの整理を踏まえた結核対策の強化について

# 日本におけるハイリスクグループの考え方について

- 結核に関する特定感染症予防指針において、「結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団」を「ハイリスクグループ」と定義し、特に早期発見や感染経路の把握が重要である旨を多面的に周知すべきこととされている。

## 結核に関する特定感染症予防指針（平成28年）（抜粋）

### 第二 発生の予防及びまん延の防止

#### 一 基本的考え方

2 結核の発生の予防、早期発見及びまん延の防止の観点から、咳、喀痰、微熱等の有症状時の早期受診を国民に対して勧奨すること及び結核以外の疾患で受診している高齢者やハイリスクグループの患者については、結核に感染している可能性があることについて、医療従事者に対して周知することが重要である。

#### 二 法第五十三条の二の規定に基づく定期の健康診断

1 結核を取り巻く状況の変化により、現在、定期の健康診断によって結核患者が発見される割合は大幅に低下しており、定期の健康診断については、特定の集団に限定して効率的に実施することが重要である。このため、高齢者、ハイリスクグループ、発症すると二次感染を生じやすい職業（デインジャーグループ）等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、その受診率の向上を図ることとする。

（中略）

6 結核の高まん延地域を管轄する市町村は、その実情に即して当該地域において結核の発症率が高い住民層（例えば、住所不定者、職場での健康管理が十分とはいえない労働者、結核がまん延している国若しくは地域の出身者又はその国若しくは地域に居住したことがある者（以下「高まん延国出身者等」という。）等が想定される。）に対する定期の健康診断その他の結核対策を総合的に講ずる必要がある。

7 高まん延国出身者等の結核患者の発生が多い地域においては、保健所等の窓口到我が国の結核対策をその国の言語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行うことが重要である。また、地域における高まん延国出身者等の結核の発生動向に照らし、市町村が特に必要と認める場合には、高まん延国出身者等に対する定期の健康診断を実施する等、特別の配慮が必要である。その際、人権の保護には十分に配慮すべきである。

# 入国前結核スクリーニング開始を踏まえた啓発の現状

## 現状

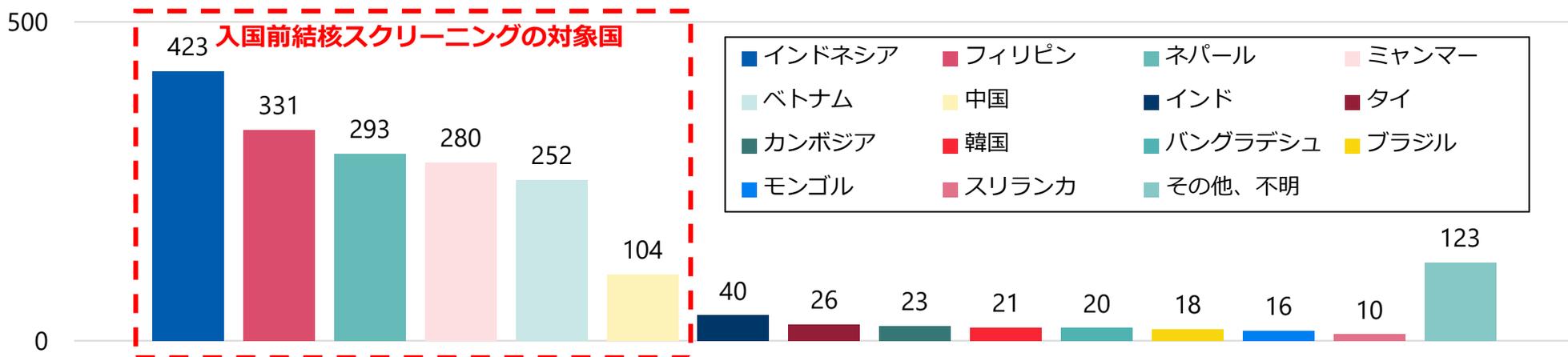
- 我が国における外国出生者の新規登録結核患者数の上位6か国は、2016年以降固定されており、令和6年はインドネシア、フィリピン、ネパール、ミャンマー、ベトナム、中国の順で多かった<sup>1</sup>。
- 日本における新登録結核患者数のうち、外国生まれの患者数の出生国別割合で多い国から優先的に制度を導入する方向で進めており、令和7年3月にフィリピン及びネパール、令和7年5月からベトナムに対して、入国前結核スクリーニング制度を開始した。
- 結核の病態や治療についての正しい理解についての啓発が不十分である可能性があり(※)、入国前結核スクリーニング開始後も、入国後に結核を発症する可能性を踏まえ、啓発を多面的に強化する必要がある。

(※) 例えば、企業より、排菌していないことが確認された患者の就労可能性や業務内容についての相談が保健所に寄せられるケースがあり、当該企業担当者の「感染」と「発病」の違いについての理解が十分でないことが示唆された。

(※) 外国出生者において「結核は治らない疾患である」等の誤った理解や、学習・雇用機会の喪失への恐れ等から、受診を拒むケースがある<sup>2</sup>。

出典 2) Lee S et al. Trop Med Health. 2025;53(1):84.

外国生まれ新登録結核患者数（令和6年、出生国別）<sup>1</sup>



(出典) 1) 公益財団法人結核予防会結核研究所疫学情報センター 結核年報 2025

# 結核ハイリスクグループの考え方について

## 基本コンセプト

- 特定の地域や状況におけるリスク要因の分布の把握は、患者中心で基本的人権に基づく結核医療提供体制を最適かつ公平に提供する上で重要であり、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）や持続可能な開発目標（SDGs）の達成（※）に寄与する。
- ハイリスクグループの考え方として、世界保健機関(WHO)から以下の3つの要因が提唱されており、患者や集団ごとに結核発症リスクを整理することが重要である。

### 社会的・人口学的要因 Social and demographic

- ・劣悪な居住環境
- ・劣悪な労働環境
- ・先住民族
- ・スティグマ化および差別
- ・清潔な調理用燃料へのアクセス不足
- ・女性セックスワーカーとしての就労
- ・貧困状態での生活
- ・遠隔地での居住
- ・法的枠組みの不備およびヘイト・チェンジ（社会的排除・差別的風潮）

### 生物学的・健康関連要因 Biological and health-related

- ・HIV感染
- ・糖尿病
- ・結核既往または胸部X線画像における線維化病変
- ・免疫抑制状態
- ・シリカ粉じん、室内大気汚染、その他の要因による肺疾患
- ・結核関連障害（後遺症）
- ・妊娠期および産後期
- ・低栄養状態
- ・乳幼児および小児
- ・高齢者
- ・性別
- ・喫煙
- ・物質使用障害（薬物・アルコール等）

### 構造的要因 Structural

- ・医療へのアクセス不足
- ・社会保障へのアクセス不足
- ・一人当たり国内総生産の低さ
- ・不十分な感染予防および感染制御
- ・食料不安
- ・教育へのアクセス不足
- ・移住および強制的移動
- ・雇用機会の不足
- ・所得格差
- ・自然災害または人為災害
- ・紛争
- ・都市化

（※）目標1（あらゆる形態の貧困をあらゆる場所で終わらせる）、目標3.3（AIDS、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病の流行を終息させ、肝炎、水系感染症およびその他の感染症と闘う）の達成に寄与する。

（出典）World Health Organization, Tuberculosis among populations at high risk and people in vulnerable situations: policy brief (Last update July 10, 2025)

# 外国出生者に対する定期健康診断の対象者設定の考え方について

## 現状

- 現行の「指針」では、結核の高まん延地域を管轄する市町村において、結核の発症率が高い住民層に対する定期的健康診断その他の結核対策を総合的に講じつつ、人権の保護に十分配慮することを求めている。
- 文部科学省より、児童生徒等の健康診断における「結核高まん延国」の対象を事務連絡で示している<sup>(※1)</sup>。その考え方として、WHOが示すhigh burden countriesに、これらと同程度に結核の推定罹患率の高い国及び地域を加えたものを対象として取り扱っている。

## 課題

- 基本的人権に基づく効果的な結核医療提供体制を強化することを目的とし、外国出生者に対する定期健康診断の対象者設定についての具体的な考え方を示す必要がある。

## 方針（案）

- 国は、外国出生者に対する定期健康診断の対象者設定における一つの考え方として、児童生徒等の健康診断における「結核高まん延国」の考え方と同様に、世界保健機関の「The global lists of high burden countries for TB, TB/HIV and MDR/RR-TB」に入っている国に加え、うち「結核患者」30か国の中で最も罹患率が低い国の罹患率以上の結核罹患率を有する国若しくは地域の出身者又はその国若しくは地域に一定期間以上滞在<sup>(※2)</sup>したことがある者、と整理してはどうか。

(※1) 小・中学校の児童生徒の健康診断では、「過去3年以内に結核高まん延国で通算6ヶ月以上の滞在歴あり」の場合、「入学時又は転入時に1回の精密検査（胸部エックス線検査等）の対象」としている

(※2) 「一定期間以上滞在」の具体的な考え方については、今後通知等で示す予定である。

# 外国出生者に対する定期健康診断の対象者設定についての考え方（イメージ図）

外国出生者に対する定期健康診断の対象者設定においては、「以下の①または②出身又は一定期間以上の滞在歴があること」をハイリスク因子の一つとして考慮し、他のハイリスク因子と併せて総合的に判断する。

## ①WHOの定めるhigh burden countriesに含まれる国（※1）

「結核」「多剤耐性結核/リファンピシン耐性結核」「HIV合併結核」の負担が大きい国（各30か国）

結核患者	多剤耐性結核/リファンピシン耐性結核患者(※2)	HIV合併結核患者
推定される新規患者数が最も多い上位20か国	推定される新規多剤耐性結核/リファンピシン耐性結核発生患者数が最も多い上位20か国	推定される新規HIV合併結核患者数が最も多い上位20か国
上記以外で、推定される結核罹患率が最も高い上位10か国（※3）	上記以外で、推定される多剤耐性結核/リファンピシン耐性結核罹患率が最も高い上位10か国（※4）	上記以外で、推定されるHIV合併結核罹患率が最も高い上位10か国（※5）

上記に加え、

② ①に含まれないが、上記「結核患者」30か国に含まれる国のうち、最も罹患率が低い国以上の罹患率を有する国若しくは地域（※6）

（※1） 出典であるWHO global lists of high burden countries for tuberculosis (TB), TB/HIV and multidrug/rifampicin-resistant TB (MDR/RR-TB), 2021–2025: background documentについては、2021年から2025年版が最新であり（2026年3月現在）、WHOから新たな考え方が公開され次第、厚生労働省よりそれに沿った考え方を示す予定。

（※2） 多剤耐性結核（リファンピシン、イソニアジドの両方に耐性を有する結核）患者又はリファンピシンに耐性を有する結核患者のいずれか

（※3） 年間の推定新規結核発生患者数が1万人以上の国が対象となっている。

（※4） 年間の推定新規多剤耐性結核/リファンピシン耐性結核発生数が1,000人以上の国が対象となっている。

（※5） 年間の推定新規HIV合併結核発生患者数が1,000人以上の国が対象となっている。

（※6） WHOの定めるhigh burden countries for tuberculosis (TB) の「結核患者」カテゴリに含まれる30か国のうち、最も罹患率が低い国は毎年変わっていくが、2024年の最も罹患率が低い国は中華人民共和国、ブラジル(罹患率10万対49)である。

## 方針（案）まとめ

国は、結核早期発見対策の強化や結核患者の人権保護を目的として、外国出生者に対する定期健康診断の対象者設定の考え方を世界保健機関の「The global lists of high burden countries for TB, TB/HIV and MDR/RR-TB」に含まれる国に加え、うち「結核患者」30か国の中で最も罹患率が低い国の罹患率以上の結核罹患率を有する国若しくは地域の出身者又はその国若しくは地域に一定期間以上滞在したことがある者として、また、結核ハイリスクグループを同じく世界保健機関の考え方をを用いてそれぞれ整理した上で、入国後の外国出生者における結核対策の強化について引き続き注意を呼びかけつつ、以下のような取組を進めることで、国内の結核対策の強化に繋がってはどうか。

- 都道府県は、外国出生者に対する定期健康診断の対象者設定の考え方を考慮しつつ、他のハイリスク因子や地域の結核の発生状況等を踏まえ、定期健康診断その他の結核対策を強化する。
- 医療機関は、特にハイリスクグループかつ結核を疑う症状を認める者等に対し、積極的に結核早期発見を目的とした検査を行う等、結核患者の早期発見対策を強化する。
- 学校及び日本語学校並びに受入れ企業等、送出機関、及び監理団体等の関係機関においては、結核を疑う症状を認めた者について、医療機関への受診を促すとともに、結核の正しい知識を踏まえ、個人の権利が大きく損なわれることのないよう細心の注意を図ることとする。

※啓発にあたっては、特定の層に対する差別・偏見を助長することがないように、細心の注意を図る必要がある。

# (参考) 学校での結核検診における結核高まん延国の変更について (令和4年12月23日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡)

事務連絡  
令和4年12月23日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校での結核検診における結核高まん延国の変更について

文部科学省の「学校における結核対策マニュアル」等において、「結核高まん延国」での居住歴が6か月以上ある児童生徒等は、入学時又は転入時に1回の精密検査の対象とすること等としております。

結核高まん延国については、世界保健機関（WHO）が公表している Global Tuberculosis reports 等を踏まえ、WHO が示す結核の高負荷国（high-burden countries）に、これらと同程度に結核の推定罹患率の高い国及び地域を加えたものを対象として取り扱っているところです。

#### 【参考】

- ・文部科学省「学校における結核対策マニュアル」  
[https://www.mext.go.jp/s\\_menu/kenko/hoken/1318846.htm](https://www.mext.go.jp/s_menu/kenko/hoken/1318846.htm)
- ・公益財団法人日本学校保健会「学校において予防すべき感染症の解説」  
<https://www.gakkooken.jp/books/archives/211>

現在、WHOにおいて示されている高負荷国及び高負荷国以外の結核高まん延国は下記のとおりとなりますので、御承知置きくださるようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び市内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人附属学校事務

1

主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び市内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

#### 1. 高負荷国について

WHOが2021年から2025年までの間に、高負荷国として取り扱うとされている国及び地域は、表1のとおりとなります。

なお、高負荷国は、2019年時点の情報を基に、「結核患者」、「多剤耐性/リファンピシニン耐性結核患者」及び「HIV合併患者」の推定新規患者数の上位各20か国に加えて、それらの国以外でそれぞれの推定年間新規患者数が、「結核患者」にあっては10,000人以上、「多剤耐性結核患者」及び「HIV合併患者」にあっては1,000人以上であって、それぞれの罹患率が高い上位各10か国で構成されています。

表1 高負荷国

アゼルバイジャン共和国、アンゴラ共和国、インド、インドネシア共和国、ウガンダ共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニニア共和国、エチオピア連邦民主共和国、カザフスタン共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、北朝鮮、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、キルギス共和国、ケニア共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、ソマリア連邦共和国、タイ王国、タジキスタン共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ネパール、パキスタン・イスラム共和国、パプアニューギニア独立国、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ベラルーシ共和国、ベルー共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、南アフリカ共和国、ミャンマー連邦共和国、モザンビーク共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、リベリア共和国、レソト王国、ロシア連邦  
(49か国、五十音順)

#### 2. 高負荷国以外の結核高まん延国について

「結核患者」の高負荷国30か国の中で、最も推定罹患率（人口10万対）が低い国（ブラジル：推定罹患率45.5）以上に推定罹患率が高い国を結核高まん延国として取り扱っており、具体的には表2のとおりとなります。

2

表2 高負荷国以外の結核高まん延国

アフガニスタン・イスラム共和国、アルジェリア民主人民共和国、イエメン共和国、エクアドル共和国、エリトリア国、エルサルバドル共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガイアナ共和国、ガンビア共和国、カンボジア王国、北マリアナ諸島、キリバス共和国、グアム、グリーンランド、コートジボワール共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ジブチ共和国、ジョージア、スウェーデン共和国、スリランカ民主社会主義共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソロモン諸島、大韓民国、チャド共和国、ツバル、ナウル共和国、ニジェール共和国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、東ティモール民主共和国、フィジー共和国、プータン王国、ブルキナファソ、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボリビア多民族国、香港、マーシャル諸島共和国、マカオ、マダガスカル共和国、マリ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、南スウェーデン共和国、モリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、ラオス人民民主共和国、リビア、ルーマニア、ルワンダ共和国  
(53か国、五十音順)

#### 3. 結核高まん延国の変更点について

従来、結核高まん延国として示していた国及び地域から、アルメニア共和国、ドミニカ共和国、イラク共和国、リトアニア共和国、モルディブ共和国、ニカラグア共和国、パラオ共和国、パナマ共和国、シンガポール共和国、トーゴ共和国、トルクメニスタン、バヌアツ共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国が外れています。また、新たにアフガニスタン・イスラム共和国、リビアが追加されています。

以上

3